

健康保険の被扶養者とは

健康保険では、被保険者本人に扶養されている家族で、一定の条件を満たす方も健康保険組合に加入することができます。このご家族のことを被扶養者といいます。家族の

方は保険料を負担することなく、被保険者本人と同等の保険給付や保健事業を受けることができます。被扶養者の条件や範囲は法律によって決められています。

▼『被扶養者』の条件

- 被保険者の3等親内の親族である
- 主として被保険者の収入によって生活している
- 年収が認定基準を満たしている（下記参照）
- 75歳未満である

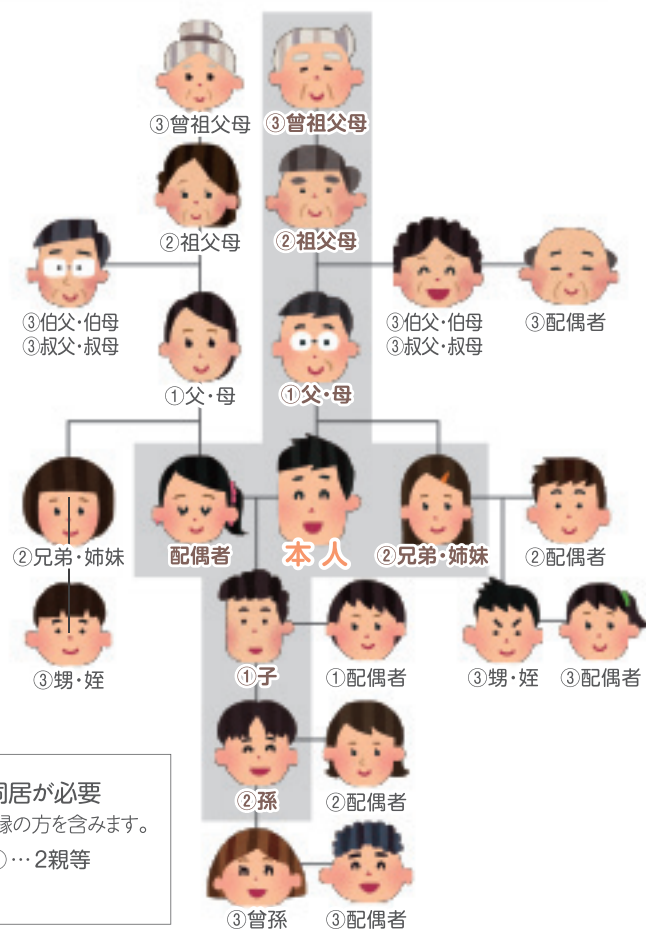
▼『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3等親内の親族であり（民法上の親族と同一ではありません）、**主として被保険者の収入で生計を維持していることが必要**です。

さらに同一世帯※が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と同居および家計を共同にすること」をいいます。家計が別々で家族が別個の生活を営んでいる場合や、二世帯住宅など家族の住居が明確にわけられている場合、住民票が世帯分離されている場合などは、同一世帯とは認められません。

※被扶養者が別居している場合、被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。



▼『被扶養者』の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

①金額

被扶養者の年齢など	年間収入
60歳未満の場合	130万円未満
60歳以上の場合	180万円未満
障害年金受給の場合	180万円未満

➡

月額（給与・年金など）	日額（雇用保険の給付など）
108,334円未満	3,612円未満
150,000円未満	5,000円未満
150,000円未満	5,000円未満

②被保険者との世帯関係・収入・仕送り

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であることかつ被扶養者の年収が被保険者からの仕送額未満であること

健康保険の被扶養者の

資格確認調査にご協力ありがとうございます



当健康保険組合では健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の確認業務を実施中です。

本調査は、すでに被扶養者として認定された方

が引き続き資格があるか確認するものです。これにより、公平・公正な扶養家族の認定を行い、保険給付の適正化に努めてまいります。

まだ、ご提出いただいていない方

ご提出いただいた方で必要書類が不足している方

速やかに
ご提出くださいますようお願いいたします。



未提出の場合 被扶養者の資格を取り消します！

健康保険法施行規則第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、被扶養者の資格を取り消すことになります。



注意事項

調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除の手続きが必要となります。その際は、9月中旬に被扶養者削除の手続きに必要な書類を送付させていただきます。（資格要件を満たさなくなった日まで遡って、削除となる場合もあります）

被扶養者が増えると…納付金が増える!?

現在、高齢者医療制度は税金や健康保険組合からの納付金等で賄われています。この納付金は各健康保険組合の加入者（被保険者+被扶養者）の人数に応じて算出されています。被扶養者の削除の届け出を忘れると、その被扶養者分も加入者として納付金の額に反映されることから、本来は必要のない支出が発生することとなり、皆様の保険料の負担が増える要因にもなります。





＼ご家族のみなさんも／

健診を受けましょう

被保険者のみなさんが元気に働けるのは、家族の健康があってこそ。日常生活でも健康維持に気を使っていたいただきたいのはもちろんですが、忘れがちなのが年に1回の健診です。

職場で健診を受ける被保険者とくらべ ご家族の受診率は低いのです…

子育てや家事、パートやアルバイト勤務など、ご家族の方も忙しく健診を受けにくい事情があるでしょう。しかし、それで発見が遅れ大病を患ってしまうと、

家庭の環境も大きく変わってしまうことになります。定期的に体の状態をチェックすることで、重症化する前に病気の“芽”を摘むことができます。



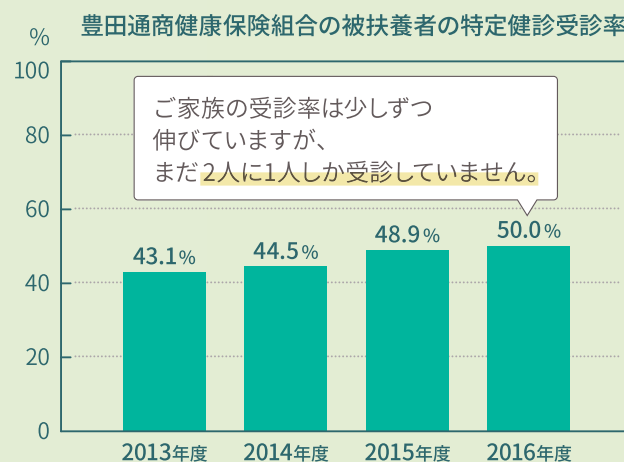
豊田通商健康保険組合は、 ご家族(被扶養者)の健診を サポートしています！

40歳～74歳のご家族は特定健診を受診してください。

特定健診とは、生活習慣病の予防やメタボの発見に重点をおいた“**予防のため**”の健診です。

当健康保険組合の補助事業である「人間ドック」と「地域巡回健診」がこの特定健診を兼ねています。

積極的にこれらを受診し、生活習慣病予防にお役立てください。



「なにかあったら受診する」では遅いんです！

自覚症状なく進行する生活習慣病
(糖尿病・高血圧症・脂質異常症など)

生活習慣病は自覚症状がなく、ひそかに進行する場合が多いため、気づいたときには手遅れになってしまう場合も…

そこで 特定健診！

特定健診は生活習慣病の予防・早期発見のための健診です。

健診を
受けると…

- 毎年健診を受けることで、自分では気づかない体の変化がわかります。
- 自覚症状のない病気も検査数値で気づくことができ、早期に生活改善・治療が可能です。



安心して生活するためにも、年1回の健診を受けましょう！

— Information —

夏期保養施設のご案内

夏休みの思い出づくりは

健保の保養所で

当健康保険組合ではみなさんの心身のリフレッシュのため、保養施設と夏期契約を結んでいます。お値打ちにお泊まりいただけますので、ご家族やご友人と、ぜひご利用ください。



リゾートイン・ウインズ (予約は、下記予約先までご連絡ください。)

所在地	長野県茅野市車山高原3413	電話	0266-68-2660
契約期間	7月1日(土)～9月2日(土)	1日の収容人数	32名
交通のご案内	中央自動車道諏訪ICから ■ R152・ビーナスライン経由28km ■ R20上諏訪・ビーナスライン経由30km	ホームページ	http://www.winds-hotel.com/
利用料	1泊2食付(税込)	予約先	リゾートイン・ウインズ TEL 0266-68-2660 ご予約後、利用申込書を当健康保険組合までご提出ください

		A	B			A	B
7/1～ 7/31	大人(中学生以上)	4,300円	8,400円	8/5～ 8/19	大人(中学生以上)	4,300円	9,600円
	子供(小学生)	3,200円	6,300円		子供(小学生)	3,200円	7,400円
	幼児(ベッド有り/食事有り)	2,400円	6,400円		幼児(ベッド有り/食事有り)	2,400円	6,400円
8/1～8/4 および 8/20～9/2	幼児(ベッド有り/食事無し)	1,200円	3,200円		幼児(ベッド有り/食事無し)	1,200円	3,200円
	幼児(ベッド無し/食事有り)	1,200円	3,200円		幼児(ベッド無し/食事有り)	1,200円	3,200円
	幼児(ベッド無し/食事無し)	無料	無料		幼児(ベッド無し/食事無し)	無料	無料

A:豊田通商健康保険組合被保険者およびその2親等内 B:その他

契約プール

割引|利用のご案内

当健康保険組合では、今年も契約プールの割引券を発行いたします。みなさんの健康づくりの一環としてぜひご利用ください。

利用対象者	豊田通商健康保険組合の被保険者およびその2親等内
利用方法	対象施設の窓口にて、記入済みの割引券と代表者の被保険者証を提示し、契約料金をお支払いください。
割引券配付方法	豊田通商健康保険組合のホームページより印刷をしてご利用ください。 ※ご自宅で印刷ができない場合は、勤務先の人事・総務の窓口または健康保険組合までご連絡ください。

施設名	利用区分	通常料金	健康保険組合契約料金	利用期間
ナガシマジャンボ海水プール (三重県桑名市)	大人(中学生～)	3,500円	2,700円	7/1～ 9/24
	小学生	2,700円	2,000円	
	幼児(2歳～)	1,500円	1,100円	



ナガシマジャンボ海水プール

http://www.nagashima-onsen.co.jp/

【問い合わせ先】豊田通商健康保険組合

TEL 052-584-5053 URL http://toyotsu.or.jp/kenpo/